

平成24年第6回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成24年12月7日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第131号から議案第146号、議案第151号から議案第156号
- 第 6 請願第7号、陳情第4号及び陳情第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君

総合政策課長	高松	登君	行政改革課長	清水忠雄君
島嶼推進課長	藤井	光君	世界遺産課長	高橋則夫君
財務課長	伊貝秀一君	一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策課長	渡邊裕次君	次君	市民生活課長	川上達也君
税務課長	田川和信君	信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	本間	優君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
農林水産課長	渡辺竜五君	五君	観光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	夫君	下水道課長	和倉永久君
学校教育部長	吉田	泉君	社会教育課長	小林泰英君
両管津理病部院長	塚本寿一君	一君	選挙管理委員会局長	木下勉君
監査委員局長	源田俊夫君	夫君	消防課長	深野俊之君
総務課長	本間	聡君	契約管理課長	鈴木一郎君
農林水産課長	坂田和	三君		

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第6回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、9番、大澤祐治郎君及び11番、浜田正敏君を指名をいたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、金田淳一君。
- 〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

- 議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。今期定例会の会期及び会期日程についてご報告いたします。

去る12月4日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日12月7日から12月21日までの15日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付の12月定例会会期日程表をごらんください。

本日12月7日、本会議。この後、行政報告、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行います。なお、午後1時から第3委員会室で議会報編集特別委員会、本会議終了後、第2委員会室で各派代表者会議を開催します。

来週10日月曜日は、午前10時から観光対策等特別委員会、午後1時30分から議会改革特別委員会を開催します。

翌11日火曜日は、午前10時から新市建設計画等特別委員会、午後1時30分から決算審査特別委員会を開催します。

12日水曜日から14日金曜日までの3日間が一般質問となり、質問者は11人です。なお、14日金曜日は一般質問終了後、追加議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行います。この日の追加議案は、国の経済対策に伴う一般会計補正予算（第9号）であります。内容は、平成25年度分の佐渡汽船新造船建設事業に係る補助金が前倒しして交付されることに伴い、予算を追加するものです。なお、本会議終了後、第2委員会室で各派代表者会議を行います。

17日月曜日から19日水曜日までの3日間が常任委員会審査、19日水曜日は午後4時を目途に決算審査特別委員会報告書等の配付、質疑及び討論の受け付け、その後、議会運営委員会を開催します。

20日木曜日は、午後3時を目途に常任委員会報告書の配付、質疑、討論の受け付け、その後、議会運営

委員会を開催します。

翌21日が最終日となります。最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成24年第6回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成24年第5回佐渡市議会定例会以降の報告事件につきましてご説明を申し上げます。

報告第43号から第45号までの3件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告事件について説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告第43号から報告第45号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第131号から議案第146号、議案第151号から議案第156号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、議案第131号から議案第146号及び議案第151号から議案第156号までを一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第131号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,318万1,000円を追加し、予算総額を515億9,365万3,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。補正内容は、衆議院の解散に伴い12月16日に執行される第46回衆議院議員総選挙の経費であります。

議案第132号 佐渡市暴力団排除条例の制定について。本案は、本市からの暴力団排除を推進し、社会経済活動の健全な発展と市民の安全で安心な生活を確保するため、本条例を制定するものであります。制定の主な内容につきましては、暴力団排除の基本理念を明らかにするとともに、市及び市民などの責務や暴力団排除に関する基本的な施策などを定めるものであります。

議案第133号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、産業の育成及び雇用と観光等交流人口の拡大などの重要施策の実施に向けて迅速な対応とサービス向上につなげる組織体制への機能強化を図るため、行政組織の一部を改正するものであります。

議案第134号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険加入世帯における国民健康保険税普通徴収の納期を現行の年6回から年12回にふやし、1回ごとの納税額を減らすことにより国民健康保険世帯の計画的納税につなげるよう改正を行うものであります。

議案第135号 佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、トキの森公園内にトキふれあい施設が完成したことに伴い、公の施設としての設置規定を定めるなど、必要な条例の改正を行うものであります。

議案第136号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の統廃合を進めるため、畑野プールを学校プールに変更し、小倉プールを廃止する条例の改正を行うものであります。

議案第137号 佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、公の施設の使用料等の見直しを行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。改正内容は、施設使用料を1時間単位の金額で設定するなど、市民の利便性の向上を図るものであります。

議案第138号 字の変更について（両津北部地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業（両津北部地区）の工事が完了したことに伴い、字を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）であります。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第140号 財産の無償譲渡について（旧羽吉保育園）。本案は、旧羽吉保育園の利活用として、介護保険サービスである小規模多機能型居宅介護事業を行う事業者を公募をし、平成24年11月6日に開催された佐渡市地域密着型サービス事業者選定委員会の結果、ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟が指定候補事業者として決定したことから、旧羽吉保育園の施設をささえあいコミュニティ生活協同組合新潟に

無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第141号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について。佐渡市辺地総合整備計画（平成22年～24年度）を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更内容は、事業費の増額によるものであります。

議案第142号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億2,735万円を追加し、予算総額を521億2,100万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では諸収入に佐渡クリーンセンター入札談合訴訟の確定に伴う損害賠償金4億4,208万円を予算計上するほか、地方交付税及び県支出金などを増額計上、歳出では来春のトキふれあい施設オープニングイベント開催経費負担金に554万7,000円、小学校通学路の安全確保対策経費に250万円を予算計上するほか、財政調整基金積立金に3億5,138万9,000円などを予算計上するものであります。

議案第143号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,062万9,000円を増額し、予算総額を73億8,436万8,000円とするものであります。主な補正内容として、歳入予算については療養給付費等交付金を増額するもので、歳出予算については退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費等を増額するものであります。

議案第144号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ106万円を増額し、予算総額を7億2,665万9,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入予算については新潟県後期高齢者医療広域連合からの補助金を増額するもので、歳出予算については人間ドック医療費及び肺炎球菌ワクチン接種費用にかかわる補助金を増額するものであります。

議案第145号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ5,807万2,000円を減額し、予算総額を12億3,020万7,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では消火栓工事負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、簡易水道事業債の減額及び繰越金の増額であり、歳出では建設改良費の減額であります。

議案第146号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、資本的収支について、収入支出をそれぞれ2,230万円減額し、収入総額を12億7,133万円に、支出総額を19億5,499万7,000円とするものであります。補正内容については、基幹改良事業の国庫補助金の減額に伴う事業費の減額、消火栓工事の増額であります。

議案第151号及び議案第152号につきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明を申し上げます。議案第151号 し尿受入施設建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第152号 し尿受入施設建設（プラント）工事請負契約の締結について。以上の2議案は、し尿受入施設建設工事請負契約について、それぞれ12月4日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第153号から議案第156号までにつきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明を申

し上げます。議案第153号（仮称）佐渡市総合体育館建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第154号（仮称）佐渡市総合体育館建設（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第155号（仮称）佐渡市総合体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結について、議案第156号（仮称）佐渡市総合体育館附帯施設工事（第3工区水路整備）請負契約の締結について。以上4議案は、（仮称）佐渡市総合体育館にかかわる建設工事及び附帯施設工事について、それぞれ10月23日及び12月4日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第131号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 佐渡市暴力団排除条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これを見ますと暴力団とは何かというのがちょっとよくわからないのですが、法第2条第6号に規定する暴力団とは、その法自体が余りなじみがないのか、我々のところにはないのですが、資料にもないのですが、これはどういうものを指すのか、まずそれから教えていただきたい。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） お答えします。

ここに定められている暴力団とは、法、いわゆる暴力団対策法に規定されている指定暴力団のことです。

〔「だから、具体的に指定暴力団というのはどういうふうなことをいうのか」

と呼ぶ者あり〕

○危機管理主幹（本間 聡君） いわゆる法に定められている暴力団というものにつきましては、指定暴力団、いわゆる全国に31団体あるものでございますけれども、その関係を規定しているものです。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 説明がよくないので、委員会で聞きますが、具体的に、では新潟県にその団体があって、佐渡にもあるのかどうなのか、ではそれ以外の暴力団、この組織のことは私はよくわからないのですが、そういうところいわゆる下請、孫請みたいのがあるのかないのか、そういう人たちは市民にとってどうなのか、それからまた平たい言葉で言うとやくざとかそういうふうな、あるいは祭りの露店に絡んで、あるいは市場の線引きとか、そういう佐渡市にとって具体的なことに何か影響あるのかないのか、その辺を市民にわかりやすく説明しないと私もよくわからない。指定暴力団だけの構成員ということだけならば、今危機管理主幹が言ったように、きのうもニュースで工藤会とかというのがそれよりさらに厳しい団体みたいで、すぐ逮捕できるとかというのがニュースに出ていましたけれども、市民にとってこう

いう条例が出るということは、安心のようで、また今まで関係ないところがかかわってくるというちょっと不安にも思うような条例なので、そこのところを詳しく、法の第2条第6号というのはこういうので31団体ありますよと、そのうちの何と何と何というのは新潟県にありますよと、また佐渡市にもその団体の構成員がおよそどのくらいという情報が警察からありますよ、そして一般の我々の生活とはどういうかわりがありますよと、こう説明しないと、こういう条例は非常に市民を不安に向かわさせる、思わされる条例だと思うので、その辺をわかりやすくもう一度説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、県内の暴力団の情勢及び佐渡市の島内の暴力団の情勢をご説明申し上げます。

警察の統計によりますと、全国で暴力団員約7万人いるといます。県内には指定暴力団を中心に31団体ございます。構成員及び準構成員を合わせますと約1,100名の暴力団関係者が警察に把握されております。佐渡西及び東警察署管内、いわゆる佐渡市内には約20人程度警察のほうで把握していると聞いております。

暴力団犯罪の状況につきましては、全国的には延べ2万6,000人の暴力団員が検挙されているということで、銃器の発砲事件等凶悪犯あるいは覚醒剤の事案等が相当数ございます。その検挙数のうち、暴力団関係者が約55%、半分以上を占めているということです。県内の暴力団の検挙件数につきましては、203件となっております。最も件数が多いのはやはり覚醒剤等薬物犯罪という形になっております。一方、佐渡市における検挙件数は9件となっております。刑法犯が4件、覚醒剤等薬物犯罪が5件となっております。

いわゆる市民に直接影響を及ぼす部分でございますけれども、佐渡島内の事例としましては、先ほど申し上げましたとおり、刑法犯あるいは薬物犯等がございまして、また島内には暴力団の組織というものがございますので、今のところ表立って市民に直接影響が及ぶ犯罪等は起こっておりません。

なお、祭り等の関係でございまして、これにつきましては、いわゆる暴力団員であるかどうか、暴力団員が出店しているかどうかということは今のところ確認をとっておりませんので、現在のところでは定かにはなっておりません。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 二、三聞かせてください。本来ならば私ら産業建設常任委員会の所管なのですが、今回補正予算に観光商工課関係の予算が上がっていないので、審査対象にはなっていないものから、ここで聞きたいと思います。

まず、観光商工課からもう一度観光振興課を独立させるというこの利点というか、メリットというか、

目的を教えてください。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） 今回の条例に提案をいたしております課の設置の部分でございますけれども、我々が期待しておりますのは、今重要施策になっております地域資源を活用した第2創業化、それから新たな雇用の創出、人材育成等、商工部分に係る課題が見えております。それと、観光につきましてもこの後、北陸新幹線、D C等、重要な施策がありますものですから、それぞれ力を入れて取り組むために今回2つに分割をしてやっていきたいということで提案をいたしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 佐渡の観光に関しては、皆さんご存じのとおりずっと長期不振が続いておると。議会の中でも当初は官がやるのでなくて民間に任すべきだということで法人化させたのですが、やっぱり官がかかわらないと佐渡の場合は大変だというようなこともあって、またちょっと後戻りみたいというか、もとへ戻しているのですけれども、これは分離してそれぞれの商工課、観光振興課を増員させる予定ですか。人数はどうなりますか、それぞれの課の。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） 人数の配置についてでございますけれども、ただいま次年度の職員数を見込みまして調整をしておりますところでございます。商工の部分につきましては、島づくり推進課との関連する部分が多くありまして、今回の提案の中ではそれらの連携を強めるという意味で、島づくり推進課を新しくできます産業振興課に取り込むという形で、その部分については一緒にやっていこうということになっておりますが、全体数が減っていく中では、今後そのあたりをどういうふうに配分できるか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 佐渡の観光振興というか、活性化は非常に重大な問題です。12月10日月曜日に観光の特別委員会がありますので、ぜひこの中でも議員の皆さん審査、審議してほしいのですけれども、例えば産業建設常任委員会でことし視察した隠岐の島の海士町は、観光振興、それから人口交流、定住の促進のために港のところに24時間365日体制で産業振興課というのを設けているのです。そういう形でやっているのです、これ金井にそれぞれの観光振興課の職員を全部集中させるのだと思うのですけれども、できれば両津、相川、シーズン中の小木とか、そういう形で職員を置くということも考えるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） これはどうですか。市長でしょうね。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

議員がおっしゃっている意味といいますか、それはもう十分わかっておまして、ただ今ほど課長も答弁いたしましたが、人数については今これからどういう調整をするかということでやっておりますので、ここで何人ということはお答えできません。効率的にやっていくために、波止場あるいは奥座敷の相川等

々については考慮していかなければならないというふうに考えておりますが、それが何人とかということについてはまだお答えができる状況ではございません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをしておきます。

1つは、2010年に大きな組織改編があって、そのときの資料今持っているのですが、将来ビジョンに合わせた推進体制つくるのだということで現在の体制できたと思うのです。その角度からお尋ねをしたいと思います。1つは、将来ビジョンそのものが市長も含めて大きく見直さなければいけない部分があるというふうに言っているわけで、そことの関連がどのような仕掛けになっているのかをお尋ねをしたいのが1つです。

それともう一つは、組織をどうするかというのは非常にその組織にとって重要なことです。そういう意味では、執行部はこれがやりやすいというのだから、それはそれでいいのだと思うのですが、以前も指摘をしたことがあるのですが、市長、副市長がいて総合政策監がいると、その下に課があるということのだけれども、以前は総合政策監に決裁権なかったと思うのですが、その辺の問題はどうなったのか。結局決裁権がないということになると総合政策監の任務遂行は私できなくなるのではないかというふうに思っているのですが、その辺どうなっているのか。

それともう一点は、先ほどもお話ありましたが、島づくり推進課が今度課ではなくなるわけです。格下げとは言いませんが、課長そこにいるので言いにくいのですが、言いませんが、島づくり推進課はもともと何やるかといったら、新たな事業の開発とボランティア、この2つを大きなものにしていたわけです。ボランティアということであると、少子高齢化の進むこの佐渡の中で、ある意味いろんな問題もあるのだが、今後本当に必要になってくる部分だろうというふうに思うわけですが、そういった部分は格下げとは言いませんけれども、実際この2年間で達成できたのか。私は、達成できていないと見ているのです。そういう意味でいうと、課としての存在として、あなた方が言った新たな事業とボランティアということというならば、これをきっちりやっていくということが私要るのだろうと思うのですが、まずその辺伺っておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） 今回の条例における課の設置の変更につきまして、将来ビジョンとの関係でございませけれども、将来ビジョンにおける定員適正化もそうですけれども、課につながる部分については現在見直しをしようとかかっております。25年度中に見直しをする予定になっております。見直した結果、また反映していきたいと思っておりますが、今回の改正の部分につきましては早急に取り組むべき重要な施策ということでありますので、これをこの後将来ビジョン等の見直しの中で反映をさせていきたいと考えております。

それから、島づくりの業務でございませけれども、地域資源を活用した取り組みにつきましては産業振興課のほうへ当然移っていくわけですが、その他持っておりました新規事業、それからボランティア等につきましては、それぞれ今ある関係課に移管をするということで詰めております。

総合政策監の決裁の権限でございませけれども、これにつきましては国のほうの指導を現場で受けるという立場で政策監の意見を聞きながら十分いろんな業務に反映させているところでございませるので、決裁

権につきましてはまた別のものと今考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 島づくり推進課のほうで聞きますが、そうすると2年前にあなた方が計画をして、ここの部分、新たな事業開発とボランティアは佐渡に必要なだから、それを推進する体制というのがそれは必要なのだが、一定程度目標が達成をできて変更するというのと理解していいのか。

それともう一つ、私初めて知ったのですが、総合政策監というのは国の窓口だという、今の話だとそういうことになってしまうのだけれども、部長制から課長制に変わったときに、今回の甲斐市長ではないが、スピード等持ってやるという部分でいうと、結局屋上屋になっている部分がある。しかも、組織図見ればわかります。市長、副市長がいて、総合政策監がいて、課長がいます。現場的な対応では以前文書でやりましたが、総合政策監と相談をして合議だか何かやって、なおかつ副市長にまた同じことやるという、こういうスピード感が私はないように感じているわけなのですが、決裁権もないものをそういうふうなところに位置づけるというのは、私は非常に問題がある。それだったら副市長にしていればいいのではないかと、こんなふうにするのですが、その辺は十分検討されたのかどうなのかお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まず、島づくりのほうからお答えをさせていただきますが、今議員がおっしゃったように島づくり推進課をつくる意図はそういうところにございました。1つ目の新たな施策、方向を立ち上げていく、それを実践をする、これについては大きな成果が上がっていると思っております。上がってはおりますけれども、特に商工のところとのバッティングが非常に大きいのです。したがって、ここの中で一緒にやるということは非常に大事だという判断をいたしました。

もう一点は、ボランティアの問題であります。これは6月も申し上げましたし、9月の議会でも申し上げましたが、やっぱりボランティアというのは地域でやっていかなければならないわけでありまして、支所、行政サービスセンターの充実の中でボランティアということはやっぱりやらなければだめだろう、金井の中で、金井にいて全体のボランティアというのはなかなかできないということでありまして、今そういう形でご提案を申し上げているところであります。

それから、総合政策監につきましては国から来ていただいているわけでありまして、特に今は国、県、市町村、地域住民という縦の流れよりも国のものが県を通さずに住民にストレートに入るという交付金等々いろんなものがあるわけです。したがって、それを活用するためには、ほかの市町村に負けずに早く国からそういう情報、事業というものを持ってこなければならぬ、分捕り合戦をしなくてはならない、そういう意味で政策監をお願いをしているということでございますので、決して屋上屋を重ねているわけでもないし、そのことによってスピードが遅くなっているというふうには私は感じておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 組織機構については、あなた方がやりやすいというのだから、我々がとやかく言う部分はないのだろうというふうにするのですが、もう一点だけお尋ねしておきます。甲斐市長の2S3Kではありませんが、今甲斐市長も言ったように、いろんな部門とのバッティングというのが今行政、いろ

んな部門で起こっている。高齢福祉の問題やっけていても商工の問題が関係していたりということで、そういう意味でいうと、総合政策課とか総合政策監というのが調整をしながら全体としてつくっていく、わかりやすい言葉で言えば縦割りを廃して総合的、なおかつ横断的にどう進めるかということが今スピードを上げていく、あるいは実効あるものにしていくという点では私は必要だと思うのですが、その辺の仕組みというのは何かこの中に加味されていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えします。

今、国、県、先ほど申し上げましたが、国からストレートに地域住民ということが多くなってきておりますけれども、しかし依然として行政の流れというのは国、県、市町村、そして地元という、この流れというのは歴然としてあるわけでありまして、したがって、縦割りと今おっしゃいましたけれども、そういう縦割りのものというのは、これをなくすわけにはいきません。したがって、それをどうやってやるかということは調整機能しかないのです。調整機能しかありません。したがって、総合政策課というものをつくり、まだ機能が完全に動いていない実態であります、このところをやっけて力を入れていかなければならないと、こう思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 議論するというよりは、でたらめだなという感じです。何で産業振興課というのをどんとつくってやるのに島づくり推進室というのが残るのですか。これ無用でしょう。いきなりこの推進室というのは意味はないではないですか。とってしまって、そして風通しがいいようにしてやるべきだと思うのですが、何でこれ中間に中2階みたいのを残した組織機構になっておるのですか。お答えください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 商工のところは島づくり推進室をつくったという理由であります、今島づくり推進課の場合は、例えば第2創業化とか、あるいは産業創造塾とか、あるいはほかの地域、例えば大田区なんかとの交流もやっているわけでありまして、そういうところとの交渉をやりながら新たな施策を展開するというのがメインで今までやってまいりました。これはそのままもっともっと拡大をしていかなければならない。では、今までの商工は何をやってきたかという、既存の商工団体等との連携をとりながら商工会活動とかそういうことをやってきたわけです。それを一気にそこの中にがさっと持っていくということは、これは不可能でありますので、現在あるものをどうやって充実をさせるのかということと、新たなものに取り組んでいくというその視点でこの2つのものを考えたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） これから人間が少なくなっていくというときです。しかし、行政効果上げなければならぬという命題があるわけでしょう。だったら、この島づくり推進室というのをとると何か障害がありますか。その後ろにはちゃんと島づくりをやってきた島づくり推進係があり、地産地消推進係がおるわけでしょう。むしろこのところはストレートで産業振興課というでんと構えた課を設置するわけだから、その中間に島づくり推進室などという中2階を置く必要私はないと。むしろそれよりは、大事なことはストレートでいけよということのほうが合理的ではないかと。やってみたいというのだから、言いたいことはいっぱいあるけれども、いずれどこかで、決算委員長の報告聞いてください。もっとずばっと言ってい

るから。そういうことを考えると、人が少なくなる、しかし行政効果上げなければならぬという2つの相反するような命題があるわけです。そのときに何で産業振興課と係の間に島づくり推進室というのがあるのですか。これがあることによって島づくりは推進課を残したと同じことになってしまうではないですか。と私が言っておるのです。市長の言い分は言い分として聞きますが、私が客観的に見れば、こんなばかばかしいことやっておっていいのかよと、こういうことだから、提起しておきます。それでも反論があるのなら、あなたそうおっしゃいますけれども、中2階が必要なのだという主張があるならお聞きします。どうぞ。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 反論ということではないのですが、私は市長として私も公約があるわけであり、5つのものがある。その上の2つの部分が今本当に進みつつあるという段階なものですから、そういうこれが非常にやりやすいというふうに判断をいたしましたので、よろしくひとつそういうふうにやらせていただきたいと思います。と思っています。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これは、国民健康保険税の納期を細分化するということです。先ほど市長の提案理由の説明の中にあつたように、今6回になっているものを12回にすると。今でもかなり高い国民健康保険税ですから、それを高いのを分割しても金額は変わらないわけなのですが、そこでお尋ねをしたいのですが、延滞金の関係はどうなりますか。それが1つ。

それと、もう一つは特別徴収と普通徴収の関係、これはどうなりますか。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） 最初の延滞金の関係でございますが、延滞金につきましては現在6期であるのを12期に変更しますが、その12期ごとの当然納期限がございますので、それから発生するということになります。

それと、特別徴収、普通徴収ということですが、普通徴収の部分に係る部分が12期徴収ということになりますので、そういうことであります。

○議長（祝 優雄君） いいですか。

中川君。

○8番（中川直美君） そうすると、6回だと期限ごとだけれども、つまり1月に納められないと、そこからもう延滞金発生するわけですね。今まではそれが4月だった。そこから延滞金発生するわけですね。そういう意味でいうと、トータルとしてその延滞金の問題は全く関係ないという理解でよろしいですか。

それともう一つは、さっきのちょっと聞きそびれたのですが、年金天引きの関係の場合もそういった選択はできるということになるのですか。お尋ねしておきます。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） 延滞金につきましては、現在も6期ごとの納期があります。納期限を過ぎれば延滞金発生しておりますし、今回2期の分が1期ごとになれば、その1期ごとの納期限からの当然延滞金が発生するというので、今までと変わりはありません。

それと、年金の関係です。今回これ12期にするのは、年金については年金ごとに年6回というふうに、年金のときに引き落としするというか、特別徴収しておりますけれども、今回の場合普通徴収にかかわる部分ですので、年金は関係ないと。年金は、今までどおりその年金のときに、2カ月ごとの年金の支給月に特別徴収するというに変わりありません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 気持ちはわかります。つまり6回で納めると金額がかさむから、それを12にすれば1回の納める金額が少なくなる。今、国保の問題はそんな問題ではなかろう。後で明らかにしますが、加賀資料見たのでしょうか。基本的には違うのです。だから、どうして国保税を納めてもらうかというところに知恵を絞ってこういう考えを出したのだけれども、これは解決するにはちょっとお粗末な発想だと思うのです。そうではなくて、どうしたら取れるかということなのです。

そこで聞きたい。この問題やると必ず税務課長が出てくるのです。しかし、国保の納期のことは税務課長ではなかろう。市民生活課長ではないのか。ここのところ、市長、よく聞いておいてください。本来なら主体性を持たなければならない市民生活課長は出てこない。ちよろちよろと税金と一緒に国保税を取っておる税務課長が出てくる。そうではないだろうと。このことについて、特に条例改正では全面的に出てこなければならぬのは市民生活課長ではないのか。改めて聞きたい。市民生活課長がこれ説明しなければいけないの。どうぞ。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

今先ほど中川議員のほうからのご質問に対しましては、納期の納税関係の技術的な面でございましたので、直接今担当しています税務課長のほうで答弁させていただきましたけれども、この納期の設定につきましては、国保税の財政運営の点でも国保税の納税環境を改善するという意味での手段でございまして、国保税条例の中で改正させていただきました。国保税運営全体の中での徴収部分の改善ということで提案させていただいております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） ここ議論するつもりはないのです。本末転倒だろうと。あのまま質疑が終わってしまうと肝心なことが議場で議論されない、質疑されないということの危険性を感じたから、我が輩が質問したので、ここで議論をする問題ではない。議論する問題はいずれやりますので、この私の質疑は終わりますが、ようやく出てきたのですが、条例改正などというときは税務課長ではございませんよ、市民生活課長ですよということを改めてもう一回申し上げて私の質疑終わります。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この議案は、公民館の使用料を改定するものです。先ほど市長の提案理由の説明でいうと市民の利便性の向上を図るものということだったというふうに思うのですが、なぜ今使用料改定することになったのか、それをまず1つお聞きしたいと思います。

それともう一つは、まさに公民館というのは社会教育法に定める公の施設であって、生涯学習であったり、地域の福祉の増進に寄与するべきものということになっているわけですが、その辺を横断的に考えての今回の改定だろうというふうに思うのですが、その辺はきちんと加味されているのかお尋ねしたいと思います。何言いたいかという、わかりやすく言えば、高齢者もふえて地域活動一生懸命やってもらうのだったら、私は、この前の説明だと700万円ぐらいが600万円に下がるというのだけれども、これ無料にしたって大いに活動やったら私はいいのではないかと、横断的に相談するとそういったふうに私はなっているものだから、聞いているのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

なぜ今改正かというまず1点目のご質問でございますが、3年前から公の施設の使用料については見直しをかけてまいりました。その中で、施設の大小、面積の大小にかかわらず旧市町村で定めたもの、それを現在佐渡市で引き継いでおりましたので、改めてその施設の面積当たりの使用料という形に変えたものでございます。

もう一つは、1時間当たりの単価にすることによりまして、今まで半日、4時間で幾らというものが1時間、2時間しか利用しない方々にとってより利用しやすくなるためにということで見直しをしたものでございます。

もう一つは、2点目のご質問でございますが、そういう社会的な施設であれば、例えば議員がおっしゃるのは使用料減免してもいいのではないかと、取らなくてもいいのではないかとということでございますが、利用目的もしくはその利用団体によって減免制度、70%減免、100%減免という制度を持っておりまして、その中で利用団体によってその使用料を使いやすい施設という形のものを考慮して設定をしております。

す。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） まず、料金のほうですが、今課長から説明があったように、これまでの料金体系が1時間単位になったわけで、確かに安くなったりするところもあるし、逆に言うと高くなるところも私あるのではないかというふうに思うのですが、そういう意味でいうと、使用頻度との関係で見た場合に本当に全般的に安くなるという試算になるのか、まずひとつお尋ねをしたいのが1点です。

もう一点は、公民館の運営審議会ではこの改定についてはどのような意見が出されましたか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

1点目の質問は、高くなる施設もあるのではないかというご質問でございますが、個別に4時間、3時間半という時間ですので、全体的に下がるというのは確認しておりますが、高くなる施設があるかというのはちょっと今確認をできておりません。全体的には下がるということは間違いのないということでございます。

2点目の運審に諮ったかということでございますが、提案を説明させていただいております。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） そうすると、社会教育法では公民館の章に、第20条、ここに書いてあるのでは、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進のための施設ということで、そうすると審議会に諮ったが、全く異論なかったという理解でよろしいですか。

それと、もう一つは審議会、さっき言いましたが、生涯学習とかの絡みも大いにある施設ですから、そういう生涯学習との関連の審議会ともきちんと示して決めたものと理解してよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

1点目のお話ですが、今回そういうふうな形にさせていただきたいというふうに市議会に諮っているものでございますので、方針、そういうふうに利用者が利用しやすくなるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

2点目の質問については、ちょっと十分のみ込めなかったのですが、私の理解の中では質問の内容がわからなかったのですが、申しわけないですが、もう一度お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） もう一回説明しますか。

中川君。

○8番（中川直美君） 特別の許可を得て。公民館の施設というのは、社会教育法の関係の活動の場でもあって、あなた方が本部長も決めてやっている生涯学習の施設も大いにダブるわけです。そういう意味では、公民館の運営協議会だけではなくて生涯学習のあたりともきちんと相談をした上で出てきたものと理解していいかということです。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

我々のほうである程度考えられる組織、例えば教育委員会等にはこの議案についてお諮りをしておりま
すし、利用者の利便性が向上されるものであれば、それでよろしいのではないかというふうに考えており
ます。そういう意見をいただいております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 字の変更について（両津北部地区）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほど公民館の使用料については3年前から検討していたのだというのもあるの
ですが、あなた方のこの間の流れですと、物事のこういった公の施設みたいなものについては指定管理から
民営化みたいな路線が非常に色濃くあるのですが、これはその辺の計画はどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

今議員がおっしゃられたとおり、これは譲渡とかいうことで、佐渡市の中でのスリム化をするというこ
とについては、そうやっていくべきだと考えておりますが、当初から、建設から10年という問題もござい
ます。今現在これを譲渡あるいは民間のほうへ渡しますと、現時点で1億円の補助金をもらって建てたも
ののですが、7,500万円の補助金返還が生じます。また、辺地債を借りておりますが、1億830万円の借りた
ものですが、今現在7,000万円を出さなければならないということでもありますので、またこの指定管理に
ついては今現在ゼロ円ということでもあります。また、鼓童文化財団におきましても非常に今経営状態がよ
いと、この太鼓体験館もよいということでもありますので、この10年を待つということと考えております。
以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 財産の無償譲渡について（旧羽吉保育園）の質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 先ほどの市長の提案理由の説明の中で幾つかの団体が何かあったような、それでこ
こに決まったというふうに私聞こえたのですが、資料の中にはそのことについて何もないのですけれども、

ここに決まった経緯を説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

この件につきましては、ホームページで公募させていただきました。結果につきましては、1社しか手が挙がらなかったという現状でございます。このような経過の中で11月6日に選定委員会で選定をさせてもらいまして、候補者として決定したという経過でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 今後もこういうことがあると思うのですけれども、例えば親里の場合、100年間1億で買ったものを無償で貸せるとか、あるいはこうして無償で譲渡するとか、こういうことについて、例えば地元地域なら無償で譲渡するとか、そういうふうな基準というものを何かつくっているのかどうなのか、その辺について説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） 基準といいますのは、行革で定めております公共施設の見直し基準、これに基づいて今個々の施設の方向性に基づいて進めております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 私の質問の趣旨は、そういう趣旨ではない。例えば地域の人、佐渡市民に関係する団体とかというものはどうするのか、島外からの団体は土地は無償で貸せるのか、そういう基準をつくらないと、あのとんでもない新穂みたいに1反歩830万という田んぼを買ってただでやるとか、そういうでたらめが今後起こらないようにするためには一定の基準が必要なのではないかと思います。そういう基準はつくってあるのかどうなのかということを知りたいのです。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） 先ほど申しました公共施設の見直し指針の中に譲渡あるいは貸し付け等の分もあっておりまして、地域等の公共的団体に譲渡をするような場合は無償と、民間事業者等には有償というふうなところまで定めております。あとは、それぞれ経済的な方法を協議しながら進めておる状況です。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑に入ります。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 市債が8,900万減ったということは、ある意味においてはいいのですけれども、いづれにしても1,000億ですか、1,000億を超えているというこの場合、市民にとって非常にこの市債の残高は不安に思うのですが、このうち合併特例債に絡むものがあるのだらうと思うのですが、実質的に一市民の借金というものをこれを見てどう考えればいいのかというあたりを説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 起債の関係でございますけれども、今回の補正後で1,081億という数字になってございます。訂正させていただきます。108億1,800万という数字になってございます。このうち、先ほど質問にありましたが、合併特例債の関係についてはその約6割の64億というのが今回の補正後の数字になってございます。1人当たりどうなのかということでございますけれども、23年度決算でいきますと、市民1人当たりの起債残高で約86万円程度の試算になっております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 単位を間違えて済みませんでした。よくわかりました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ちょっとその歳入ですが、今国はじゃぶじゃぶと金出して、頑張れ、それいけと、こう言うのです。国庫支出金の1億5,400万という減額、この減額というのは、もっとわかりやすく言うと2億769万1,000円というやつなのです。これの減と市債の8,900万円とこれは関係があるのですか。関係があるとすれば何が減ったために市債も減らさざるを得なかったと。ここで聞いたほうが早いのです。歳出に行って聞くよりは。教えてください。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 国庫支出金の関係で2億1,900万ほど落ちております。この関係につきましては、主に道路整備でありますとか、そうした関係に充てられる社会資本整備交付金の関係が当初予定よりも国の交付額が少なかったというのを受けまして、市債のほうでもその関係で減額になっているものでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

まず、2款総務費及び3款民生費の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 総務費は所管ですので、簡単に聞きますが、航路対策事業の減額の理由。

それから、情報システム活用事業、修繕料がこういうふうにして途中で上がっていますが、どういうこ

とで今修繕が急に必要になったのか。

それから、民生費について、健康保健センター費の温泉管理運営事業、修繕料の増というのが出ていますが、これは温泉は譲渡したのではないかと思うのですが、どこでどういうふうなことになっているのか。

それから、保育所費で臨時職員の賃金増が今になって5,800万も出ているのですが、この理由とか、内容について説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 航路対策事業の減額についてでございますけれども、船舶建造に係る国の交付金、社会資本整備総合交付金ですけれども、これが当初の要望した額に満たなかった部分が事業費として2,940万円ございましたので、この分の減額でございます。

○議長（祝 優雄君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） 修繕料の2,120万の件でございますが、これにつきましては光ケーブル関係の移転の関係でございます。道路改良工事等に伴いまして電柱移転が伴うに従って光ケーブルも移設しなければならないということですが、見込みが甘かったといえれば甘かったということなのですが、そういうことでございます。当初1,650万、その他で150万で、1,800万で計上したものでございます。今回の変更においては、今ほど言いました2,120万円をお願いしまして、合計3,920万円をお願いするものであります。10月末までには約1,000万程度の支出がありますが、今後の見込みとしまして26件の3,000万ということでございます。この中には大きな工事が残っておりまして、1つ言えば女神山トンネルの関係の移設工事等がありまして今回お願いしたいというものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 本間社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

温泉管理運営事業の中の修繕料の増でございますが、現在、佐和田地区のビューさわたに關しまして指定管理をしておりますが、クリーンセンターより熱源の供給を受けております。そこで温水管の埋設をしておるわけですが、その漏水修理のための費用でございます。

それと、公立保育園の運営事業の中の臨時職員賃金増でございますが、4月以降にゼロ歳児、1歳、2歳児の途中入園が78名ほどおります。その園児の増によりまして、それに対応する臨時職員賃金を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費及び6款農林水産業費の質疑を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 予算書の19ページ、トキふれあい施設事業についてお伺いします。

基本的な質問ですが、トキふれあい施設のオープニングイベントの実行委員会補助金ということで554万

7,000円が計上されていますが、オープニングイベントを実施する目的と、それから内容、実行委員会の構成メンバーについてまずお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 坂田トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） お答えいたします。

まず、イベントの目的でございますが、やはり実行委員会等も絡めてのお話になりますけれども、市内の交通機関、観光機関等々の民間の組織と一緒に実行委員会を立ち上げて、その中で情報発信をより効果的に継続をしてみたいと考えております。そのことによりまして入り込みの増加を図りまして、それをトキの野生復帰の取り組み、そういったものの普及啓発はもちろんですが、市の活性化のほうにつなげてみたいと考えております。

あと、イベントの内容ということでございますが、今のところそのイベントの内容、いろいろな講演とか、いろんなタレントと子供さんたちのディスカッションとか、そういったものを今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金田君。

○10番（金田淳一君） 要するにお客さんの入り込みを図るためのイベントというふうに受け取りましたが、こういうことやるとなかなかかけ声倒れになる傾向が非常にあると思いますので、佐渡にトキが見れる施設ということで広く日本中にPRする必要があると思いますので、片手間というか、本当に簡単に考えるのではなくて、実施機関と議論をして実りある予算にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 同じトキ推進の関連ですが、財源の内訳を見ますと、歳入のほうにもありましたが、多くの方に協力をしていただいているトキ環境整備基金を170万円余り入れますよね。いろいろな業者であったりとか、全国のトキ頑張ってくれということで里山の保全とかトキの生息のために使うので、このトキ環境整備の基金お願いしますということでホームページでも公表しているわけですが、この基金の使用目的から見ると若干これ違うのではないかというふうにも私は捉えるのですが、啓発普及というのだろうと思うのだが、この補正予算でいうと財調に3億円余りも金積むところがありますし、きのう暴風雨でしたが、たまたま羽茂行ったら、羽茂の平野の中にはトキも飛んでいましたし、私はこの本来のトキ整備基金の使用目的と違うのではないかと思うのだが、その辺どうですか。

○議長（祝 優雄君） トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） お答えいたします。

前段ございました基金の充当が170万ほどございますが、今回補正でお願いしております繰入金につきましては、トキの森公園のパンフレット、トキの共生ルールを盛り込んだものでございまして、英語、中国語、韓国語、日本語を含めて4カ国語になりますが、この翻訳つきのパンフレット、これをつくるためのもので、これに対して基金を充当させていただいております。議員おっしゃられるように、協力費自体につきましては、トキの保護、増殖、環境整備のための財源という形で充当をさせていただいております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 今の答弁ですと、そうしますとお金には色はないのですが、そうするとこれはこの下のほうのトキふれあい施設のほうではなくて、トキの森公園のほうに担当課としては入れているのだという、お金は色ないから、どっち入れてもわからぬのですけれども、という認識でよろしいのですね。つまり何言いたいかというと、あなた方はトキ環境、この基金、全国からいただいた基金については下のほうではなくて上のやっぱりトキの森公園に入れるべきだという判断をしたというふうなことなわけです。そういう理解でよろしいのですね。

○議長（祝 優雄君） トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） お答えいたします。

環境保全協力費、こういったものにつきましては、やはり先ほど申し上げましたようにトキの保護、増殖、それから環境整備というところの財源に充当するという目的のものでございますので、その中でその保護、増殖という部分で普及啓発というところの部分にやはり充当していきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 農業関係なのですけれども、21ページの長ったらしい補助金、水田農業構造改革総合推進事業補助金1,200万の件、そしてその下の農地・水保全管理支払事業交付金減、1,800万、これ毎年こういうふうに出てきているのですけれども、当初予算をつくり上げるときにいろんな要望が出てきて積み上げているのか、あるいは概算で見えてやっているから、結局いつも減になるのか、あるいは市長は農業に力を入れているのですが、だんだん農業に従事する人が少なくなって、やれなくなって当初の目標から落ちているのか、その辺、これを見てどのように説明してくれますか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

まず、1つ、新年度予算を組むときに、11月に組みますが、農林水産省の国の事業がまず大まか数字、単価等が出ていないというのも一つの大きな要因でございます。今回の大きな要因、700万の減が実は加工用米の減でございますが、これは実は生産者の減ではなく、もともと市の単独の補助として考えておったものが、4月になりまして国の3次資金、要は国から出るお金のほうにこれを対象にしてもいいよというふうに変更があったことで700万の減が出ておるということでございます。

もう一つ、農地・水も大きな減額になっておりますが、2期対策ということで新たな対策を本年から実施しておりますが、これにつきましては、11月時点ではわからなかった単価が約半分程度、54%程度なのですが、そういうふうに落ち込んできたということで、面積等は見込みより伸びておるのですが、予算額としては減っているという状況でございます。一番大きな要因はやはり当初の段階で面積的なものは前年のものを見ておおむね判断して予算を上げさせていただいておりますが、今申し上げたように単価とかそういう部分につきましてはまだ決定していない部分があるということで、こういう変更があることが多いというふうに認識しております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） あとは委員会でやってもらえばいいのですが、今課長の説明で私は1,200万のとこ

ろについて、700万が国から来るのというふうな話で、1,200万減額したことのその整合性がちょっと説明、これ数字見ていたのではよく説明がわからないのだけれども、それからあとの部分についてはおよそその理由がわかりましたので、その部分だけもう一回説明を。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

1,200万の主な減額要因としましては、今申し上げた加工用米が国に移し変わったところで700万でございます。あと、ソバ、大豆、飼料作物という本作化といいますか、それを商品として販売する仕組みでございます。この組織をつくって、団地をつくったりして、そのソバ、大豆、飼料作物を本作化する支援についての面積が実績に伴って約160万、70万ほどマイナスになっております。もう一つは、環境保全型農業直接支援対策でございますが、これも国のほうから冬期湛水、有機農業、無農薬になりますが、あと江の設置が本年から新規で追加されてお金が出るようになりましたが、これにつきましても実績によって300万減少ということで、合計約1,200万ということになっております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 19ページの清掃費、ここに国庫負担・補助金返還金6,617万1,000円とある。恐らくこれは察するところ裁判の品物ではないかなと、こう思うのですが、これを返して実質どのぐらい佐渡市に金が残ったのですか。あるいはまた、私が見方が違うのかどうかわかりませんが、多分これだけの金を返還するというには生な仕事ではないだろう、多分そのことではないかと、こう思って質問しておりますが、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） それでは、お答えをいたします。

今ほどの佐渡クリーンセンターの入札談合の訴訟関係で最終的に佐渡市に残った金額ということでございますけれども、収入の部分として損害賠償金が2億6,451万3,481円、そして利息で1億7,751万3,910円、合わせて4億4,202万7,391円ということでございます。そして、供託金の利息が5万3,042円、合計で4億4,208万433円でございます。あと、今歳出のほうで出ております補助金の返還額が6,617万288円、そして裁判費用が2,452万2,053円ということで、歳出の合計が9,069万2,341円、差し引きしまして佐渡市に残る金額が3億5,138万8,092円ということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費及び9款消防費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費及び11款災害復旧費の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 教育費、27ページ、一番上、需用費、地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業、修

繕料、これ内容と何カ所か。

○議長（祝 優雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業、250万でございますけれども、これは通学路の合同点検を実施した際の学校数でいきますと6校、箇所数でいきますと9カ所を直すという通学路の整備でございます。

〔「児童生徒」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉田 泉君） 児童です。小学校の。小学校の通学路の整備の事業費でございます。

○議長（祝 優雄君） 中村君。

○13番（中村良夫君） 児童の安心、安全な通学路確保ということで250万円、これ数字間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 250万円で間違いございません。

○議長（祝 優雄君） 中村君。

○13番（中村良夫君） 数字に間違いないと。私は、もっともっと直さなければいけない箇所あると思うのです。先ほど、トキが悪いとは言いませんけれども、トキに462万円、この児童に250万円。私みたいに保護者ですか、どのように理解すればいいのですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

今のその250万円というものは、緊急点検にのっとして調べたものの中の市道に関するもので緊急にやらなければいけないということで補正で250万円を予算計上させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 坂下君。

○5番（坂下善英君） 教育費の保健体育費、スポーツ推進事業というのがありますが、その中で先ほど市長がトライアスロン大会のスイムの安全性を確保するためにライフセーバーの養成等を行うということで150万円を計上されておりますが、これは一体誰に負担をしてやるのか、市で実施をする事業主体になるのか、それからこの150万だけでできるのかどうか、総体的な予算は幾らかかるのか、それからいつまでに、期間はいつ実施をして、いつに終わるのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

事業主体でございますが、事業主体は佐渡市スポーツ振興財団が行います。どのような内容かといいますと、今年度を含みまして4年間かけて10人ずつライフセーバーを養成するものでございますので、24、25、26、27が年度の終わりでございます。この150万円で島外から講師を呼びまして、1年に10名ずつという計画になっております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下君。

○5番（坂下善英君） ということは、150万を市が負担をしたものの金額の中でこれを運営をしていくと。では、スポーツ財団というのは一銭も出さないのか、そこら辺はいかがでしょうか。

それから、4年間と言いましたですか。毎年10人ずつということの事業のようですが、そうすると毎年150万円ずつ佐渡市が負担をしていくという理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

150万円は、4年間負担する予定となっております。ただし、これが全額ではございませんで、全体経費としてはスポーツ財団の持ち分もこの中にございます。実際は180万程度かかるというふうな試算になっております。これを行うことによりまして、今現在柏崎からお願いをしておりますライフセーバー、これはトライアスロンのときをお願いしておるものですが、この方々に毎年来ていただくために年間約95万円の経費がかかっております。この部分が将来的には軽減できるということと、今までよりももっとライフセーバーを多目に配置をしてスイムの安全を担保できるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 今のところで関連で聞かせてください。

まず、このライフセーバーを養成するという事業の一つである佐渡オープンウオータースイミング、これの説明と、現在柏崎からトライアスロンのときにライフセーバーが来ていただいているということなのですけれども、何人来ていただいている、予算がどのぐらいかかっているのかということをもっと聞きたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

まず、1点目のオープンウオータースイミングの概要でございますが、現在、水連と財団と打ち合わせをしておりまして、次年度に開催を予定している競技でございます。トライアスロンの中でバイクとランの競技についてはそれぞれございましたが、スイムの競技がなかったということで、オープンウオーター、プール以外の水面を使って水泳を競技とするという種目でございます。コースについては、5キロコース、2キロコース、そのほかに体験コースというものを設定しております。今現在柏崎から、年によって若干違いますが、33名から40名の方々に来ていただいております、その方々の合計経費が年間約95万円というふうに試算されております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 周りを海に囲まれている、きれいな海に囲まれた佐渡ですから、このオープンウオータースイミング、こういう競技があってもよいと考えていますし、前からあってもよかったと思うのですけれども、実は心配するのはライフセーバーを養成して、この人たちがどういう人たちになるのかわからぬのですけれども、年間トライアスロンかこのオープンウオーターをやれば、そのときに活躍していただくのですけれども、あとそういう、結局4年間かけて40人ということで、現在三、四十人来ていただいているというのですけれども、そうであれば来ていただいていたほうが、いわゆるこの人たちせっかく資格取っても海水浴場、よそですと海水浴場ですね、向こうですと谷浜の海水浴場とか広いところありますから、何人もシーズン中稼ぐというか、働くところがあるのですけれども、佐渡の場合はなかなかそういうところもほとんどないみたいですし、その辺のところを考えると、向こうから来ていただいたほうが、な

れている人たちですから、いいのかなとも思うのですけれども、その辺、この人たち、例えばこのトライアスロンとオープンウォーター以外に活躍していただけるような場所は提供できるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） まず、前段でオープンウォータースイミングは7月、8月の時期を予定しております。そうすると、その時期はそれぞれ地域の方々がその地域においてライフセーバーの活動しておりますので、その時期に島外から来ていただくということは困難な状況にあるというのが1点ございます。

もう一つは、その方々の働く職場があるのかということですが、今検討しておりますのはプールの監視員、また海水浴場でも監視員を設けているところがございますが、そういうのは、社会教育の施設ではございませんが、そういうところと連携をして雇用の場の確保をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第151号 し尿受入施設建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

議案第152号 し尿受入施設建設（プラント）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 （仮称）佐渡市総合体育館建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 （仮称）佐渡市総合体育館建設（電気設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 （仮称）佐渡市総合体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

議案第156号 （仮称）佐渡市総合体育館附帯施設工事（第3工区水路整備）請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第131号から議案第146号及び議案第151号から議案第156号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第7号、陳情第4号及び陳情第5号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、請願第7号及び陳情第4号、陳情第5号の委員会付託を行います。

本定例会における請願第7号及び陳情第4号、陳情第5号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週12日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時34分 散会